

やまなしインバウンド誘客促進ツアー造成事業

よくある質問（Q & A）

<目次>

1. 事業の概要について

- Q1-1 ツアー客に日本人が含まれていても対象となりますか。
- Q1-2 県外の旅行会社でも申請ができますか。
- Q1-3 旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者も申請できますか。
- Q1-4 旅行業者のほか、旅行業者代理業者又は旅行サービス手配業者がいる場合、それぞれの事業者が別々に同じツアーについて申請した場合、申請した分だけ助成を受ける（申請した旅行業者、旅行業者代理業者又は旅行サービス手配業者のすべてが助成を受ける）ことはできますか。
- Q1-5 募集型企画旅行のみが対象となるのでしょうか。
- Q1-6 家族旅行や個人旅行でも対象になりますか。
- Q1-7 レンタカーを利用した場合も対象になりますか。
- Q1-8 教育旅行も対象になりますか。
- Q1-9 「1日当たり1人1万円」の算定方法を教えてください。
- Q1-10 一つのツアーの全行程について価格設定をしているため、山梨県内に限定したツアー料金が算出できません。この場合「1日当たり50,000円相当」をどのように算出すれば良いですか。
- Q1-11 旅行会社単位での助成金の配分上限はありますか。
- Q1-12 他県（国、市町村）の助成金と併用はできますか。
- Q1-13 宿泊施設のチェックインが午前2時になる行程の場合、「1日当たり1人1万円」はどのように算定されますか。
- Q1-14 「1日当たり50,000円相当」の「50,000円」に、「お土産購入券」（ツアー参加者に配布される券面額又は別途定める範囲でお土産の購入ができるもの）を含めることはできますか。

2. 認定基準について

- Q2-1 山梨県内に**±2泊**以上の宿泊はしますが、日中の行程はすべて県外という場合にも対象となりますか。
- Q2-2 6月11日からのツアーを実施しました。認定基準のすべてを満たしていますが、対象となりますか。
- Q2-3 全行程で3泊のツアーを組みました。うち**±2泊**は県外の宿泊施設を利用します。対象となりますか。
- Q2-4 東京を出発し、山梨で**±1泊**以上してから静岡を経由し東京に戻るツアーを想定しています。対象となりますか。
- Q2-5 「グリーン・ゾーン認証施設」とはどのような施設ですか。
- Q2-6 グリーン・ゾーン認証施設の食事施設と他県の食事施設を併用利用することは可

能ですか。

- Q2-7 ツアー催行中に新型コロナウイルスの感染者が発生し、当該感染者が既に県内で2泊以上している場合、当該感染者分も対象となりますか。
- Q2-8 認定基準を満たすための指定観光施設等がありますか。
- Q2-9 「豊富な文化資源」として日本遺産認定されている地を訪れたいと考えています。山梨県で日本遺産認定されている場所はどこですか。
- Q2-10 県・市町村の主催する誘客イベントはどこで分かりますか。
- Q2-11 「山梨県ならではの豊富な文化資源」、「山梨県ならではの豊かな自然資源」、「山梨県ならではの美味しく健康的な食」の3つの要素のうち、どれか一つが含まれていれば良いですか。
- Q2-12 「山梨県ならではの豊富な文化資源」、「山梨県ならではの豊かな自然資源」、「山梨県ならではの美味しく健康的な食」の3つの要素は、認定基準に例示されているもの以外でも対象となりますか。
- Q2-13 宿泊施設近隣の広場で開催される盆踊り大会に参加することは、「地域に根付いたお祭り」への参加として認められますか。
- Q2-14 山梨県内で開催される「オクトーバーフェスト」やフードフェスは「地域に根付いたお祭り・イベントへの参加」として認められますか。
- Q2-15 県立科学館、県立リニア見学センター、ゆめソーラー館やまなしへの参観・見学は、上質な観光としての3つの要素に含まれますか。
- Q2-16 富士山からは離れていますが、富士山が良く見える公園を行程に含めたいと思います。「景勝地訪問」として認められますか。
- Q2-17 ほうとうや吉田のうどんも「山梨ならではの郷土食」に含まれますか。
- Q2-18 ファミリーレストラン、ファストフード、道の駅、サービスエリアでの食事も対象となりますか。
- Q2-19 県内での行程は令和5年1月31日で終了しますが、全行程の終了は2月になります。対象となりますか。
- Q2-20 認定基準の「任意要件」を充足すれば、「必須要件」の一部が充足できなくても差し支えありませんか。
- Q2-21 「県内交通事業者」は、どのような交通機関を想定していますか。
- Q2-22 ガイドとして県内の通訳案内士にお願いしたいと思います。依頼方法を教えてください。
- Q2-23 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を受けた宿泊施設は、何を調べれば分かりますか。

3. 申請・実績報告等手続きについて

- Q3-1 本社でなく、山梨県を担当する支社・支店からの申請（支社長・支店長名義）でも差し支えありませんか。
- Q3-2 個人でも申請はできますか。
- Q3-3 旅行業者に代わって、当該旅行業者以外の者が代行申請を行っても差し支えあり

ませんか。

Q3-4 「やまなしインバウンド上質ツアー認定申請書」、「やまなしインバウンド上質ツアー助成金実績報告書兼請求書」などの提出書類を、日本語以外の言語で記入しても差し支えありませんか。

Q3-4 旅行会社が申請してから認定されるまでどのくらいかかりますか。

Q3-5 複数回の催行予定がありますが、申請は日ごとにする必要がありますか。

Q3-6 会社名等の公表に同意できません。申請はできないことになりますか。

Q3-7 認定の却下に異議を述べる場合、どのようにしたら良いですか。

Q3-8 実績報告書に添付する最終行程表の内容が、申請時の行程表と異なる場合、何か手続きは必要ですか。

Q3-9 助成金の振込先を、自社以外の口座にすることはできますか。

Q3-10 海外金融機関の日本国内の支店の口座を、助成金の振込先に指定することはできますか。

Q3-11 宿泊証明書の、宿泊施設による記名押印が得られませんでした。現地写真等で代用することはできますか。

Q3-12 旅行会社への助成金の支払いはいつになりますか。

Q3-13 「やまなしインバウンド上質ツアー 認定基準」1(5) A・B・Cの観光・体験を含むツアーを実施しましたが、現地写真を揃えることができませんでした。代替の書類等を「実績報告書兼請求書(様式第5号)」に添付しても差し支えありませんか。

1. 事業の概要について

Q1-1 ツアー客に日本人が含まれていても対象となりますか。

⇒ ツアー客に訪日外国人が含まれていれば対象になります。ただし、日本人ツアー客については、助成金算定の基礎となりません（「1日当たり1人1万円」に含まれない）ので、あらかじめ御承知おきください。

Q1-2 県外の旅行会社でも申請ができますか。

⇒ 国内に営業所を置く旅行者であれば申請できます。

Q1-3 旅行者代理業者、旅行サービス手配業者も申請できますか。

⇒ 旅行者代理業者については申請できます。旅行サービス手配業者についても、海外の旅行会社と書面による契約により国内ツアーを受託している場合には、申請することができます。

Q1-4 旅行者のほかに、旅行者代理業者又は旅行サービス手配業者がいる場合、それぞれの事業者が別々に同じツアーについて申請した場合、申請した分だけ助成を受ける（申請した旅行者、旅行者代理業者又は旅行サービス手配業者のすべてが助成を受ける）ことはできますか。

⇒ 同一のツアーについて重複して助成を受けることはできません。

Q1-5 募集型企画旅行のみが対象となるのでしょうか。

⇒ 募集型企画旅行だけでなく、受注型企画旅行、手配旅行のいずれの旅行形態でも、要件を満たせば対象となります。

Q1-6 家族旅行や個人旅行でも対象になりますか。

⇒ ツアー人数に制限は設けておりません。~~なお、現在のところ、外国人観光客は添乗員付きパッケージツアーの受入れのみが認められております（6月10日現在）。~~

Q1-7 レンタカーを利用した場合も対象になりますか。

⇒ 利用交通機関については、特に制限を設けておりません。レンタカーを交通手段として利用する場合には、本県ならではの質の高い観光を訴求するためにふさわしい交通手段であるかという観点からの検討が必要とされること、また「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」等を踏まえ、適切な感染防止対策を講じるべきことに留意する必要があります。

Q1-8 教育旅行も対象になりますか。

⇒ 対象になりません。

Q1-9 「1日当たり1人1万円」の算定方法を教えてください。

⇒ ツアー料金として「参加者1人につき宿泊を含めた1日当たり50,000円相当以上の旅行」に対して「1日当たり1人1万円」の助成金が支払われるのが基本単位となります。「1泊2日」の場合1日目のみが日数にカウントされ、泊を伴わない2日目は算入されません。

したがって、たとえば「2泊3日・3名参加」（全行程県内）の場合、

$$1万円 \times 2（日） \times 3（人） = 6万円$$

となります。

Q1-10 一つのツアーの全行程について価格設定をしているため、山梨県内に限定したツアー料金が算出できません。この場合「1日当たり50,000円相当」をどのように算出すれば良いですか。

⇒ ツアー全行程（国際航空便に係る経費を除く）の金額を、ツアー全行程の日数（※）で除した額により判断します。たとえば、日本国内で6泊7日するツアーの料金が30万円であるときに、うち3泊を山梨県内で宿泊する場合は、

$$30万円 \div 6（日）（※） = 5万円/日$$

となり、認定基準を充足していることが確認できます。

したがって、ツアー参加者1人当たりの助成額は、

$$1万円 \times 3（日）（※） = 3万円$$

となります。

なお、ツアー料金に航空便に係る経費（日本までの往復航空運賃、燃油サーチャージ等）も含まれ、かつ当該航空経費のみの金額が不明な場合には、ツアー実施当時の航空経費の相場相当額を差し引くなどにより、ツアーのみの金額を算出してください。

※ 泊を伴わない最終日は、算定の基礎に含まれません。

Q1-11 旅行会社単位での助成金の配分上限はありますか。

⇒ 申請者ごとの助成金の割当上限は設けておりません。

Q1-12 他県（国、市町村）の助成金と併用はできますか。

⇒ 本県に係る行程について、他の都道府県（国、市町村等）の助成金（補助金、支援金等を含みます）を受けていない場合には、当該本県に係る行程について本助成金を受けることができます。

Q1-13 宿泊施設のチェックインが午前2時になる行程の場合、「1日当たり1人1万円」はどのように算定されますか。

⇒ 個別の案件にもよりますが、当該宿泊施設においてその時間のチェックインでも「1泊」と扱われるのであれば、その前日を、泊を伴う1日として「1日当たり1人1万円」に算入することができます。

2. 認定基準について

Q2-1 山梨県内に2泊以上の宿泊はしますが、日中の行程は県外という場合にも対象

となりますか。

⇒ 対象になります。ただし、その場合にも山梨県の上質な観光としてのA・B・C3要素から、それぞれ1つ以上の観光・体験を含まなければならないことに留意する必要があります。

Q2-2 6月11日からのツアーを実施しました。他の認定基準のすべてを満たしていますが、対象になりますか。

⇒ 対象になりません。催行期間は令和4年7月15日から令和5年1月31日までです。

Q2-3 全行程で3泊のツアーを組みました。うち1泊は県外の宿泊施設を利用します。対象となりますか。

⇒ 対象になります。ただし、県外宿泊を伴う1泊は「1日当たり1人1万円」に含まれません。

Q2-4 東京を出発し、山梨で2泊以上してから静岡を経由し東京に戻るツアーを想定しています。対象となりますか。

⇒ 県内の行程が認定基準を満たすものであれば対象になります。

Q2-5 「グリーン・ゾーン認証施設」とはどのような施設ですか。

⇒ 宿泊業、飲食業それぞれの「やまなしグリーン・ゾーン 認証制度実施要綱」に基づく認証を受けた施設を指します。

Q2-6 グリーン・ゾーン認証施設の食事施設と他県の食事施設を併用利用することは可能ですか。

⇒ 県内と県外をまたぐツアーにおいて、県外の行程において他県の食事施設を利用することは可能です。県内の行程においては、グリーン・ゾーン認証を受けた食事施設（飲食店）の利用が認定基準の一つとなっております。

Q2-7 ツアー催行中に新型コロナウイルスの感染者が発生しましたが、当該感染者が既に県内で2泊以上している場合、当該感染者分も対象となりますか。

⇒ 「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」によれば、ツアー実施中に有症状者が発生した場合には、ツアーから速やかに離団させ、医療機関に受診させることが求められています。このなどの場合、離団するまでの行程が認定基準に合致する限りにおいて助成金の対象とすることは可能です。実績報告書兼請求書添付の最終行程表、ツアー参加者名簿等において、当該感染者がどの時点で離団したか、分かるようにしてください。

Q2-8 認定基準を満たすための指定観光施設等がありますか。

⇒ 「ここを訪れば認定基準を充足する」という意味での「指定観光施設」若しくはそれに類するものは、特に定めておりません。旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行業者等」という。）においては、これまで一般的でなかった観光資源・体験を組み込むなど、斬新で上質感に富んだ内容のツアーを造成していただくことが期待されます。

Q2-9 「豊富な文化資源」として日本遺産認定されている地を訪れたいと考えています。山梨県で日本遺産認定されている場所はどこですか。

- ⇒ ① 『甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡～水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ～』（甲府市、甲斐市）
- ② 『日本ワイン 140 年史～国産ブドウで醸造する和文化の結晶～』（甲州市ほか）
- ③ 「葡萄畑が織りなす風景―山梨県峡東地域―」（山梨市、笛吹市、甲州市）
- ④ 「星降る中部高地の縄文世界―数千年を遡る黒曜石鉦山と縄文人に会う旅―」（長野県と共同申請）

があります。現地への訪問に留まらず、ガイドを付けて案内するなど、上質感のあるツアーの提案が期待されます。

各日本遺産の詳細につきましては、日本遺産ポータルサイトを御覧ください。

Q2-10 県・市町村の主催する誘客イベントはどこで分かりますか。

- ⇒ やまなし観光推進機構や各自治体のホームページを御覧ください。
富士の国やまなし観光ネット（やまなし観光推進機構 HP）
<https://www.yamanashi-kankou.jp/>

Q2-11 「山梨県ならではの豊富な文化資源」、「山梨県ならではの豊かな自然資源」、「山梨県ならではの美味しく健康的な食」の3つの要素のうち、どれか一つが含まれていれば良いですか。

⇒ 認定基準を充足するためには、「山梨県ならではの豊富な文化資源」、「山梨県ならではの豊かな自然資源」、「山梨県ならではの美味しく健康的な食」それぞれから一つずつツアーに組み込まなければなりません。

- (例)・ ジュエリー体験（山梨県ならではの豊富な文化資源）
- ・ 絶景露天風呂（山梨県ならではの豊かな自然資源）
 - ・ ワイナリー訪問（山梨県ならではの美味しく健康的な食）

Q2-12 「山梨県ならではの豊富な文化資源」、「山梨県ならではの豊かな自然資源」、「山梨県ならではの美味しく健康的な食」の3つの要素は、認定基準に例示されているもの以外でも対象となりますか。

⇒ 山梨県の上質な観光として訪日外国人観光客に訴求できるコンテンツであれば、認定基準に列挙されているもの以外でも対象になり得ます。

Q2-13 宿泊施設近隣の広場で開催される盆踊り大会に参加することは、「地域に根付いたお祭り」への参加として認められますか。

⇒ 個別の判断にもよりますが、参加する盆踊り大会の規模、主催者、盆踊り大会の現在に至るまでの経緯・由来、観光コンテンツとしての訴求度を勘案し、山梨県の上質な観光の一要素として訪日外国人観光客に訴求し得るものであれば、対象になり得ます。

Q2-14 山梨県内で開催される「オクトーバーフェスト」やフードフェスは「地域に根付いたお祭り・イベントへの参加」として認められますか。

⇒ 個別の判断にもよりますが、イベントの趣旨・内容、主催者・出店者・来場者などを勘案し、山梨県の上質な観光の一要素としての位置づけが可能であれば、対象になり得ます。

Q2-15 県立科学館、県立リニア見学センター、ゆめソーラー館やまなしへの参観・見学は、上質な観光としての3つの要素に含まれますか。

⇒ 認定基準において「山梨県ならではの豊富な文化資源」の例示の一つとして「リニア・環境・再生可能エネルギーなど先端技術学習施設の訪問」が挙げられているため、いずれも上質な観光の要素に含まれます。

Q2-16 富士山からは離れていますが、富士山が良く見える公園を行程に含めたいと思います。「景勝地訪問」として認められますか。

⇒ 個別の判断にもよりますが、当該公園の位置・規模、管理者、主な利用者、公園からの景観等の具体的状況を勘案し、山梨県の上質な観光の一要素として訪日外国人観光客に訴求し得るものであれば、対象になり得ます。

Q2-17 ほうとうや吉田のうどんも「山梨ならではの郷土食」に含まれますか。

⇒ 含まれます。

Q2-18 ファミリーレストラン、ファストフード、道の駅、サービスエリアでの食事も対象となりますか。

⇒ 個別の判断にもよりますが、当該ファミリーレストラン等での食事が、山梨県の上質な観光の一要素として訪日外国人観光客に訴求し得るものであれば、対象になり得ます。

Q2-19 県内での行程は令和5年1月31日で終了しますが、全行程の終了は2月になります。対象となりますか。

⇒ 当該ツアーの県内における行程が令和5年1月31日で終了する（令和5年2月1日午前0時0分には県外に滞在している）ことが確認できれば、対象となります。

Q2-20 認定基準の「任意要件」を充足すれば、「必須要件」の一部が充足できなくても差

し支えありませんか。

⇒ 「任意要件」の充足状況にかかわらず、「必須要件」のうち一つでも充足できなければ対象になりません。

Q2-21 「県内交通事業者」は、どのような交通機関を想定していますか。

⇒ 鉄道、観光バス、路線バス、タクシー等を運行する事業者のうち、本店の所在地が山梨県内にある事業者を指します。

Q2-22 ガイドとして県内の通訳案内士にお願いしたいと思います。依頼方法を教えてください。

⇒ 「富士の国やまなし観光ネット」(やまなし観光推進機構 HP)では、「通訳ガイド一覧」として県内の全国・地域通訳案内士を言語ごとに御案内しております。御覧ください(県・機構があっせん・仲介を行うものではありませんので、御留意ください)。

<https://www.yamanashi-kankou.jp/foreign/interpreter/interpreter.html>

Q2-23 「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証を受けた宿泊施設は、何を調べれば分かりますか。

⇒ 本県グリーン・ゾーン推進グループ(055-223-1318)までお問い合わせください。

3. 申請・実績報告等手続きについて

Q3-1 本社でなく、山梨県を担当する支社・支店からの申請(支社長・支店長名義)でも差し支えありませんか。

⇒ 差し支えありません。

Q3-2 個人でも申請はできますか。

⇒ 事業を営む個人である(個人事業者として旅行業法第3条又は第23条の登録を受けている)限りにおいて、申請は可能です。

Q3-3 旅行業者等に代わって、当該旅行業者等以外の者が代行申請を行っても差し支えありませんか。

⇒ 代行申請は認めておりません。

Q3-4 「やまなしインバウンド上質ツアー認定申請書」、「やまなしインバウンド上質ツアー助成金実績報告書兼請求書」などの提出書類を、日本語以外の言語で記入しても差し支えありませんか。

⇒ 日本語で記入してください。

Q3-5 旅行会社等が申請してから認定されるまでどのくらいかかりますか。

⇒ 個別の案件にもよりますが、おおむね2週間程度を想定していただきたいと思います。

す。

Q3-6 複数回の催行予定がありますが、申請は日ごとにする必要がありますか。

⇒ 申請はツアーコースごとに可能です。同じコースで複数回催行する場合は 1 回の申請で差し支えありません。その場合、催行回ごとの参加人数（日本人が含まれる場合は日本人・外国人の別）、催行回ごとにツアー料金が異なる場合は、催行回ごとのツアー料金が分かるようにしてください。

Q3-7 会社名等の公表に同意できません。申請はできないことになりますか。

⇒ ツアー認定申請において、申請者の名称・氏名、ツアーの名称及び宿泊施設名の公表を予定しております。これは、上記の事項をホームページで紹介することで、事業の概要を周知し、本事業の理解を深めていただくとともに、本県の上質な観光への意識を高めていただくことをねらいとしています。ツアー認定申請の意向はあるものの、上記事項の公表には同意しかねる、という場合には、個別に御相談ください。

Q3-8 認定の却下に異議を述べる場合、どのようにしたら良いですか。

⇒ 事務局あてその旨お申し出ください。

Q3-9 実績報告書に添付する最終行程表の内容が、申請時の行程表と異なる場合、何か手続きは必要ですか。

⇒ 最終行程表に変更箇所を明示する、別途説明資料等を添付するなど、変更箇所・内容が分かるようにしてください。なお、宿泊施設、泊数、訪問観光地等を変更するなど、変更が大規模に渡る場合は、別添資料等により、変更箇所・内容を明示するとともに変更しなければならない理由を説明してください。

変更事由が生じることが判明した場合には、速やかに事務局あて御連絡ください（ツアーを延期・中止する場合も同様）。

なお、変更の場合は、変更後の申請内容について改めて認定の適否を判断する必要があることから、助成金額の確定に相当の時間を要することがあります。あらかじめ御承知おきください。

Q3-10 助成金の振込先を、自社以外の口座にすることはできますか。

⇒ できません。申請者名義（会社名又は代表者名）の口座を御記入ください。

Q3-11 海外金融機関の日本国内の支店の口座を、助成金の振込先に指定することはできますか。

⇒ 日本円により助成金の振込みを受領できるのであれば、差し支えありません。

Q3-12 宿泊証明書の、宿泊施設による記名押印が得られませんでした。現地写真等で代用することはできますか。

⇒ 個別の判断になります。事務局あて御相談ください。

Q3-13 旅行会社への助成金の支払いはいつになりますか。

⇒ 個別の案件にもよりますが、旅行実施後適正な実績報告兼請求書及び添付資料の提出を受け、助成金額の確定を行います。額を確定してからおおむね1か月後の支払いを想定しております。

Q3-14 「やまなしインバウンド上質ツアー 認定基準」1(5) A・B・Cの観光・体験を含むツアーを実施しましたが、現地写真を揃えることができませんでした。代替の書類等を「実績報告書兼請求書(様式第5号)」に添付しても差し支えありませんか。

⇒ ツアーに添乗員がないなどの理由により、現地写真を準備することができなかった場合には、代替の資料等により「やまなしインバウンド上質ツアー 認定基準」1(5) A・B・Cの観光・体験を含んでいることが確認できれば、助成の対象とすることは可能です。この場合の「代替の資料」とは、たとえば旅行会社から観光施設あて提出された拝観申込書類などが考えられます。